

前期第12問(元判:大阪地裁堺支部判決平成 11 年 4 月 22 日)

A、B、CおよびDの4名は、タダキッズという世間では名の通った窃盗団を組織しており、X は彼らの仲間になりたがっていた。今回タダキッズは八王子市のパチンコ店「パーラーTADAKI」に侵入し、パチンコ台に取り付けられている基板の中にあるロム\*を自分たちでプログラムしたロムに取り換え、翌日、「パーラーTADAKI」に客として入ってそのパチンコ台で大当たりを出して儲ける計画を立て実行に移そうとした。Aは「パーラーTADAKI」が郊外型の店舗であることから自動車の利用が不可欠と考え、Xに報酬を提示して、前記4名を運ぶことを頼んだ。X は今回の仕事を上手くやればタダキッズの仲間にもしてもらえと思い、張り切っていた。

平成 21 年 6 月 10 日午前 4 時頃、XはAらが上記計画を実行に移すことを知りながら、前記4名を自動車に乗せてパチンコ店まで走行し、B、CおよびDが「パーラーTADAKI」に侵入しロムを取り換えて出てくるまでの間、見張り役であるAの指示のもと自動車の中で待機した。

さらに午前 5 時頃、Xは、ロム交換後、Bが店外に脱出する際に、「パーラーTADAKI」に立ち寄った出入りの業者の従業員Eに取り押さえられたので、店外でBらに携帯電話で指示を与えていたAがBを奪還するためにEに暴行を加える意図であることを知りながら、Aの求めに応じてAを自動車に乗せ、BがEに取り押さえられた地点の近くまで走行し、AがEに暴行を加えている間自動車内で待機し、AがBの奪還に成功するやいなやA B兩名を自動車に乗せて走行した。

その後、Xは、Aら4名をその自宅付近に送って行き、別れる際、Aから運転の報酬として 2 万円をもらった。なお、Xは、この日Bらが持ち出したロム(計4個:時価 12 万円相当)の処分等については、何も聞いていない。

Xの罪責について論ぜよ(但し特別法違反の点は除く)。

\*「ロム」とは:リード・オンリー・メモリーの略。読み出し専用の記憶装置のこと。書き換える必要のないデータを保存するために用いる。パチンコ、パチスロに関わらず、プログラムがすべて書かれている基板の心臓部である(『広辞苑』(第 6 版)等参照)。